

# 訴 状

令和3年2月15日

東京地方裁判所 御中

当事者の表示  
別紙「当事者目録」記載のとおり

## 損害賠償請求事件

|        |             |
|--------|-------------|
| 訴訟物の価額 | 12,952,000円 |
| 貼用印紙額  | 59,000円     |
| 予納郵券   | 6,000円      |

## 請求の趣旨

1. 被告は、原告渡部薫に対し金 12,952,000円、及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
2. 原告の住宅宿泊事業届出の届出（8通）の手続き上の義務の履行の確認
3. 原告が平成30年5月8日にした本件住宅に係る住宅宿泊事業法に基づく届出(本件届出)に対し、被告は、原告の届出が法令違反により届出の義務を履行できないとし、この行政手続きにおいて、原告は、被告が届出を却下するなら、中央区長の捺印入無効・却下証明書の交付を申請したが、この申請に対して、中央区長が何らの処分をしないことは行政事件訴訟法3条5項に基づき、違法であることの確認を求める
4. 中央区長は、原告に対し、原告が平成30年5月8日にした本件住宅に係る住宅宿泊事業法に基づく届出(本件届出)につき、原告が、住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく、届出義務を履行した法的地位にあることを確認し、加えて行政事件訴訟法4条所定の実質的当事者訴訟として、被告に対し「届出番号を付与し、標識の交付」することを求める
5. 原告が提出した（6通）の住宅宿泊事業届出の取り下げの無効の確認
6. 被告が原告に対して、取下げの義務がないにも関わらず、届出の取下げ行為を強要したことによる、職権濫用の不法行為の確認
7. 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決及び、1の仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因に至るまでの経緯

事件をより深く理解してもらうために、関連法令や用語、事件の時系列を下記の通り説明する。

### 1. 本件の基本的な用語を整理する

原告：住宅宿泊事業者

被告：住宅宿泊事業届出を受け付ける東京都中央区の当該機関

当該機関：東京都中央区生活衛生課

住宅宿泊事業法：2018年6月15日施行（平成二十九年法律第六十五号）

住宅宿泊事業者：住宅宿泊事業届出をした者であり原告の立場

住宅宿泊管理業者：住宅宿泊事業を適正に運営管理する業者で、原告が代表を務める  
ジャスティス社

住宅宿泊仲介業者：住宅宿泊事業者に代わり広く一般から利用者を募る仲介者

Airbnb：世界最大のインターネット民泊仲介サイト運営者（ホテル予約サイト）

URL：<http://www.airbnb.jp/>

国土交通省・厚生労働省：住宅宿泊事業法の所管省庁

国土交通省観光庁：住宅宿泊仲介業者の監督官庁

住宅宿泊事業届出：各都道府県知事（市町村首長）に対する届出制

民泊ポータル：上記監督官庁が運営するウェブサイト

URL：<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

行政手続法第37条届出と住宅宿泊事業届出：欠格のない届出者と住宅による、届出が当該機関に到達したら届出の義務を完了する到達主義の事実行為であり、通知行為であって、法令の定める形式上の要件を満たしたことの証明として届出番号と行政行為の標識の交付がある

届出住宅：東京都中央区日本橋本町4-14-4 コンポジット日本橋三越前

届出番号：住宅宿泊事業届出の義務が完了すると割り振られる番号

届出番号交付日：届出の收受日が交付日

Airbnbリスティング：住宅宿泊事業者がAirbnbに住居=物件を登録したウェブページ

リスティングの掲載：Airbnbのサイトに住宅宿泊事業者の物件が掲載され、不特定多数の旅行者・利用者から予約を募ること

リスティング掲載条件：適法な住宅宿泊事業届出番号または標識の交付等の証明

## 2. 事件の時系列：2018年（平成30年）

原告=渡部, 被告=中央区

5/6：【渡部】届出書を郵送で提出【甲第 B 0 号証】

5/8：【中央区】**当該機関が届出を収受し、届出の手続き上の義務の履行が完了**  
【甲第 B 1 号証】 【甲第 B 2 号証】

5/30：【渡部】3週間も返信がない理由を求める

### ※届出を収受してから23日後

5/31：【中央区】ようやく返答あり, 単なる届出なのに慎重に審議を重ねたと説明, また補正箇所について説明あり【甲第 B 3 号証】

6/1：【渡部】補正箇所について質問を返信【甲第 B 4 号証】

6/6：【渡部】届出のプロセスと基準, 処理時間に関する透明性を確保するよう提言

6/8：【渡部】6/1の質問に対して1週間以上返答ないため6/15の施行前にどうするつもりかと問い合わせる【甲第 B 5 号証】

### ※問い合わせから7日後, 届出から31日後

6/8：【中央区】区としての判断を慎重に下すべき事案と考えられると届出の趣旨を理解していない返答あり【甲第 B 6 号証】

6/12：【中央区】届出の拒否は, 法令の定める形式上の要件とは異なる, 被告独自の基準①～④をその理由にあげ, 一方的に住宅宿泊事業として届出受理とすることは難しいと,  
**届出に受理概念がないにも関わらず, 収受した届出を拒否**【甲第 B 7 号証\_枝番含】

6/19：【渡部】中央区から一向に連絡もなければ届出拒否の法的な説明も証明もないため, どうするつもりか問い合わせる【甲第 B 8 号証】

6/21：【渡部】中央区役所職員は行法37条届出の受付義務を放棄し, 職務責任を全うせず, 届出者と届出住宅に欠格がない収受した届出の法令違反を証明せず, 届出を却下せず, 一方的に届出は補正・修正できないものとして, 届出手続きを放置し, 届出者に対抗できない状態を作り出した。故に, 渡部薫の届出の義務は完了した確認通知を送信  
**住宅宿泊業届出は, 収受によりその届出の手続き上の義務を履行し, 法令の定める形式上の要件の法令違反を証明せず, 補正も修正もさせず, 放置する手段を取ったため, 法令の定める形式上の要件も満たしたものと確定**【甲第 B 9 号証】

※問い合わせから15日後, 届出から50日後

6/27: 【中央区】X氏より届出を無効にした無効決裁証明書の提出を拒否し, 届出の法令違反を証明しなければ却下もせず, **渡部に対して届出を取り下げよう義務のないことを命令した**【甲第 B 1 0 号証】

6/21: 【渡部】届出を届出として他の自治体と同様に扱えと返信【甲第 B 1 1 号証】

※問い合わせから19日後, 届出から63日後

7/10: 【中央区】X氏から(届出者の無知につけ込み) **【8室に係る渡部様からの民泊一括申請につきましては】**と, **届出を許認可制の申請手続き扱いした上で, 【届出は受理しかねる】**, という回答で, 届出制を著しく侵害し, 届出者を騙した【甲第 B 1 2 号証】

7/10: 【渡部】届出には受理という概念がなく, 到達した時点で義務を果たしたことになる, その不当行為について指摘, また形式上の要件の指摘の修正について, X氏はやり取りを拒否しており, **6/21に届出が双方の合意のもと届出は完了したと通知済み**, 原告は, 中央区が却下する権利を否定していないが, 却下するなら責任者の捺印入の却下理由を書面で提出するよう求めており, 法令違反があるなら届出を却下し, かつ届出書を返却するよう求めたが, X氏は無視し, **届出を放置した**【甲第 B 1 3 号証】

8/1: 【渡部】届出から約3ヶ月が経過し, X氏による届出番号交付妨害による経済的損失もあり, 最後通告【甲第 B 1 4 号証】

8/4: 【渡部】総務課 総務係, 法規係, 情報公開係職員課 人事係区民生活課, 総合相談窓口広報課, 広報係に保健所職員X氏の住宅宿泊事業届けの妨害行為・権利侵害等について調査・回答依頼を提出【甲第 B 1 5 号証】 【甲第 B 1 6 号証】

※問い合わせから44日後, 届出から107日後

8/23: 【【中央区】総務課のY氏より届出を無効にしたことは適正な対応だと(郵送で)回答あり。手続き過程に問題があると調査・回答再依頼したが, 調査報告はなく, 適正な対応の一点張りで, 以後, 届出が補正・修正できること及び, **届出が法令違反の指摘がなく, 却下されておらず, 放置されていることから, 届出の地位確認をするが, 同様のことの繰り返し**【甲第 B 1 7 号証】

8/23: 【渡部】回答が限定されており, 十分でないとは返答

8/24: 【渡部のスタッフ】何度も保健所のX氏を訪ねるも, 理由もなくお引取りください一点張りで**門前払い**

8/25: 【渡部】総務部のYに電話, これで終わりにするのかと確認したところ改めて調査し回答するとのこと

※問い合わせから13日後, 届出から120日後

9/5: 【中央区】保健所Xからメール(文書)で届出自体が修正・補正不可であり, 届出自体を無効・拒否していると回答あり。届出の到達主義を否定し, **届出に無効などの状態がないにも関わらず, 原告を騙した不法行為。そして法令違反のない届出に届出の取下げ義務がないにも関わらず, 届出を取り下げなければ届出は返却しないと原告を騙す。**

【甲第 B 1 8 号証】

9/8: 【渡部】保健所に対して**届出を無効にし, 却下するなら公権力行使決裁者捺印入証明の回答を求める。**総務部にも未回答部分の回答を求める。【甲第 B 1 9 号証】

※問い合わせから6日後, 届出から129日後

9/14: 【中央区】X氏から届出は却下しない, 届出を無効にした証明書も交付しない, 届出も(渡部が取下げない限り)返却しない旨の回答あり, 著しく届出制と届出者である原告を愚弄し, 騙し続けた【甲第 B 2 0 号証】

9月: 【渡部】中央区とこうした不法行為の追求をしている間に, 中央区は, 同一建物の102号室(合同会社NEO)に対して, 住宅宿泊事業届出番号と標識を交付した事実を知り, 中央区が原告に対して修正も補正もできない届出で, 建物自体に欠格があるという理由が不当であると確信【甲第 B 2 1 号証】

※届出から164日後

10/19: 【渡部】東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟(民事)を起し, 1審は本人訴訟で法令にも裁判手続きにも素人でやり方もよくわからなかったせい, まったくこちらの主張は通じず, 棄却されたが, 現在, 控訴審で東京高等裁判所で審理中【甲第 B 2 2 号証】

※届出から173日後

10/28: 【中央区】第三者であるC氏が新規に届出するが, 渡部の届出があるため**渡部が届出を取り下げない限り, 新規に届出を受領・受理できない, と第三者の届出の権利を妨害し, 原告の渡部が第三者(C氏と物件所有者)の権利侵害していると発言し, 渡部に届出を取り下げるよう圧力をかける指導をした**【甲第 B 2 3 号証】

この指導行為の意味するところは, 渡部薫の届出は, 当該機関に到達し, 収受したままであって, 届出の(通知行為)の手続き上の義務が履行された状態である証明であって, やはり中央区は, **届出に法令違反がなく, 届出を放置し, 渡部薫に届出を取下げさせようとする動機**が判明した瞬間である。

10/31: 【渡部】届出の地位確認を通知し, 第三者の届出の権利を妨害しようよう通告, 及び, 職権濫用罪とその動機について立証した【甲第 B 2 4 号証】

※問い合わせから5日後、届出から181日後

11/5：【中央区】X氏より届出の地位確認は拒否すると回答あり、犯罪動機が立証され、届出の取下げは、義務のないことを強要された通知【甲第 B 2 5 号証】

11/8：【渡部】被告が職権濫用を隠匿するために取り下げを強要し、かつ届出が依然、当該機関に到達し、その手続き上の義務を履行済みであることを確認【甲第 1 2 5 号証】

11/30：【渡部】被告の届出の取下げ強要に屈し、取下書（8届出のうち、C氏（届出するのはD）が届出したい部屋302号室の1通）を提出、ここに公務員職権濫用罪のすべての要件を満たすことを証明した【甲第 B 2 6 号証】

2019年

※届出から244日後

1/7：【中央区】から取下書を收受し、302号室の届出手続きを進めると連絡あり、同時に渡部薫の届出も返却するとしたが、未だに返却されず、渡部薫の302号室の届出は当該機関に到達した状態で保管されている。【甲第 B 2 7 号証】

1/7：【渡部】302号室の取下書は、中央区が第三者の届出の権利を盾に、本来なら原告の渡部薫の届出はその義務が完了しており、**取下げの義務がないが、中央区に脅され、取下げ強要させたと双方が認知**した。【甲第 B 2 7 号証】

1/14：【渡部】C氏（D）の届出のおかげで、中央区が渡部薫の届出に不正を働き、その形式上の要件の答えはすべてわかったので、【届出を取下げ、届出の再現行為により、被告らの不法行為を証明することにした】【甲第 B 2 8 号証】

※令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件の損害の算定期間はここまでである

---

※これ以後の被告の不作为行為の損害と逸失利益を、本件損害賠償請求事件で請求する

※届出から258日後

1/24：【中央区】は302号室の届出番号と標識を交付し、中央区が原告らに**修正・補正ができないとする拒否理由は、虚偽の理由だと証明され**、かつ、中央区の言う法令の定める形式上の要件書面がわかったため、原告は以下の通り、すべてのパターンで、被告のこれまでの主張が虚偽であることを、届出を再現することで証明することとした。

【甲第 B 2 9 号証】

※届出から280日後

2/15：【渡部】（取下げを強要された上で）新規に6つの届出の再現行為を行い、1つは取下げせず補正書面のみ提出【甲第 B 1 号証】【甲第 B 3 0 号証】

【甲第 B 0 号証】2018年5月8日に收受した届出

【甲第 B1 号証】 2019 年 2 月 15 日に収受した届出  
であるが、届出名義人は同一人物で、どちらの届出も届出者及び届出住宅に欠格がない。  
被告は【甲第 B0 号証】の届出は、補正も修正できないと、その届出の法令の定める形式  
上の要件を満たさない【甲第 B7 号証】と主張していたが、【甲第 B1 号証】の 201 号  
室の届出【甲第 B0 号証】は、新規の届出ではなく、修正・補正した届出であって、被告の  
不正・不当・不作為行為が証明された。

【101】 渡部薫で届出→5/8収受 →1/14 届出の取下げの強要で2/15 届出の再現行為

【201】 渡部薫で届出→5/8収受 →**届出を取下げず**, 2/15 補正書面を提出

【202】 渡部薫で届出→5/8収受 →1/14 届出の取下げの強要で2/15 届出の再現行為

【203】 渡部薫で届出→5/8収受 →1/14 届出の取下げの強要で2/15 届出の再現行為

【301】 渡部薫で届出→5/8収受 →1/14 届出の取下げの強要で2/15 届出の再現行為

【302】 渡部薫で届出→5/8収受 →11/30届出の取下げの強要で2/15 届出の再現行為

【401】 渡部薫で届出→5/8収受 →1/14 届出の取下げの強要で2/15 届出の再現行為

【402】 渡部薫で届出→5/8収受 →**届出を取下げず**, 届出の義務は完了

2/26：【渡部】届出の再現行為の届出を受領したか確認【甲第 B3 1 号証】

※届出から292日後, 再届出から12日後

2/27：【中央区】ようやく届出を受領したと連絡あり【甲第 B3 2 号証】

2/27：【渡部】届出の再現行為の目的を透明性を持って中央区に認知させ, 201号室の届  
出は取下げず, 補正書面だけで, 中央区が届出をどう扱うか確認すると通知

【甲第 B3 2 号証】

3/1：【渡部】再度, 届出の再現行為の目的を透明性を持って中央区に認知させ, 201号室  
の届出は取下げず, 補正書面だけで, 中央区が届出をどう扱うか確認すると通知

101号室は渡部名義の届出を渡部自身が取下げし, 新規に新たに届出の再現

201号室は渡部名義の届出を取り下げせず, 101と同じ届出書面に補正して提出

【甲第 B3 3 号証】

3/3：【渡部】中央区長を含む, 中央区のあらゆる部門に, 中央区福祉保健部生活衛生課の  
不正を通告, 届出の再現行為の目的を周知【甲第 B3 4 号証】 【甲第 B3 5 号証】

※届出から301日後, 再届出から21日後

3/8：【中央区】ようやく質問に回答, 201号室の届出は, 2018年5月8日に収受したもの  
から補正手続きすると回答【甲第 B3 6 号証】

3/8：【渡部】中央区の不法行為について回答【甲第 B3 7 号証】

※届出から318日後, 再届出から38日後

3/25: 【中央区】届出の再現行為で届出したすべての届出は, 補正できるものとして, 補正通知書を送る【甲第 B 3 8 号証】

※届出から383日後, 再届出から103日後

5/29: 【中央区】**届出の再現で届出した住宅宿泊事業届出の届出番号と標識を交付**

101号室は渡部名義の届出を渡部自身が取下げし, 新規に新たに届出の再現

201号室は渡部名義の届出を取り下げせず, 101と同じ届出書面に補正して提出

【甲第 B 3 9 号証】 【甲第 B 4 0 号証】

### 3. 届出の取下げ(強要)と再届出の結果

【101】渡部黨で届出 →1/14 届出の取下げ【渡部黨名義で届出】 →5/29 受理

【201】渡部黨で届出 →**届出を取下げず**, 2/15 補正書面を提出 →5/29 受理

【202】渡部黨で届出 →1/14 届出の取下げ【他人名義で届出】 →5/29 受理

【203】渡部黨で届出 →1/14 届出の取下げ【他人名義で届出】 →5/29 受理

【301】渡部黨で届出 →1/14 届出の取下げ【他人名義で届出】 →5/29 受理

【302】渡部黨で届出 →11/30 届出の取下げ【他人名義で届出】 →1/24 受理

【401】渡部黨で届出 →1/14 届出の取下げ【他人名義で届出】 →5/29 受理

【402】渡部黨で届出 →**届出を取下げず**, 届出の義務は完了【他人名義の届出を受理】

※届出に受理という概念はないが, 被告が, 届出の行政手続上便宜上の言葉として受理を使っており, ここでは届出の事実行為の義務が完了し, 届出番号が付与された後, 行政行為により標識が交付されたことを届出の受理と定義する。

#### (1) 届出手続きの遅延行為の不作为の証明

【201】渡部黨で届出 →**届出を取下げず**, 2019/2/15 補正書面を提出 →2019/5/29 受理  
被告が, 届出は修正も補正もできないと拒否理由【甲第 B 7 号証】していたが, 修正・補正できたことを証明し, 被告の拒否理由が虚偽の理由で, 一連の行政手続きの不作为行為が証明された。届出が最初に収受されてから, 実に, 383日後であり, これ以上の不作为行為はない。【甲第 B 4 4 号証】仮に, 被告が, 201号室の届出を新規届出扱いしているのであれば, 届出書の偽造行為であり, 私文書・公文書偽造罪に問われる不法行為である。

#### (2) 虚偽の行政手続きの不作为行為の証明

【101】渡部黨で届出 →1/14 届出の取下げ【渡部黨名義で届出】 →2019/5/29 受理  
届出者の渡部黨と届出住宅に欠格条件はなく, 同一名義, 複数届出が受理された証明で, 被告【甲第 B 7 号証】の②の拒否理由が虚偽の理由で不作为行為であったことを証明した。

#### (3) 取下げの強要の不作为行為の証明

【202】 【203】 【301】 【401】 の届出の受理により、最初に渡部名義で届出した届出と  
なんら変わりがなく、届出の拒否理由と取下げを強要したこと【甲第 B 1 0 号証】が、原  
告に義務のないこと強要した職権濫用の不作為行為であったことを証明した。

#### (4) 行政手続法第 3 7 条届出違反の不作為行為

【402】 の届出は、取下げも廃止届けもしておらず【甲第 B 2 8 号証】、5/8に收受され、  
届出の通知行為の事実行為の義務が履行している状態であるにも関わらず、被告は、適法  
な行政手続きを取らず、独断で、不当に渡部薫の届出を無にし、新たに第三者の届出を受理  
した【甲第 B 4 5 号証】 【甲第 B 4 6 号証】 ことにより、行政手続法違反の、不作為行為  
を証明した。

#### (5) 收受日（届出番号付与日）と受理日（標識の交付日）の違い

住宅宿泊事業届出において、他の自治体は、届出の收受日を届出番号付与日とし、標識の交  
付を行うが、被告中央区は、届出の收受日ではなく、あくまで被告が、届出にはない受理と  
いう行政行為における標識の交付日を受理日としている。

これは、届出の事実行為の証明である收受日ではなく、行政処分日とすることからも、被告  
が、住宅宿泊事業届出を、届出制として扱っておらず、保健所が日頃慣れ親しんでいる旅館  
業法の許認可制の申請手続きと同様に扱っていることの証拠であり、原告が本訴訟で問う  
ている、届出制の意義を踏みにじっている証拠でもある。

**届出番号の付与：**届出の事実行為により、付与されるもの、行政庁の公権力は及ばない

**標識の交付：**届出の処分（受理行為）すなわち行政行為により、首長より交付されるもの

すなわち届出には、処分は存在せず、事実行為のみで收受した日が、届出番号付与日であ  
り、被告が、受理という届出にない概念を差し込むなら、それは区民の税金を使って、区長  
名で標識を交付するという決裁プロセスを経た上での行政行為に他ならず、これを処分と  
定義するものである。

これらの概念は、婚姻届や死亡届でいくらでも証明することが可能であり、被告が、自らが  
持つ巨大な許認可権を盾に、どれほど旅館業や飲食業の許認可申請で、申請者に圧力をか  
けているのか垣間見ることができる客観的事実であり、届出を届出制として行政手続きし  
ない理由なのであり、許認可制のように扱う理由なのであろう。この考え方によって、届  
出の收受日（届出番号付与日）から標識の交付日まで何ヶ月も（201号室は1年以上）か  
けても、被告が、届出書を申請書と扱って、被告が認めるまで決して許認可証明書（届出の  
標識）を出さないぞという意思表示なのであろう。まったくもって、この被告の不当な行  
政手続きは、司法で裁かれるべき手法である。

## 請求の原因（理由）

### 第1 届出の手続き上の義務の履行の完了

1. 原告は、2018年5月6日に、被告東京都中央区長宛に、住宅宿泊事業を（8通）届出をしたものである。住宅宿泊事業届出の届出は2018年5月8日に間違いなく当該機関である中央区福祉保健部生活衛生課生活衛生係に到達しており、被告は届出を収受していることから【甲第A1号証】、その届出の通知行為の事実行為を完了し、届出の手続き上の義務の履行を果たしたにも関わらず、被告は今日まで届出を法令違反を示さず、却下もせず、届出を放置していることから、**行政手続法第37条届出に基づき、その届出の義務の完了の確認を求め、2018年6月15日付で届出番号を付与することを求める。**
2. 今日に至るまで原告の届出書は、当該機関である東京都中央区に到達した状態で保管されている。被告は、届出を却下しておらず、すなわち届出が法令に反していないことを被告自らが認めているものであって、被告は、届出を放置するという、原告や届出者が一切対抗できない不当な手段を使い、届出の義務の完了を妨害した。実に、2年7ヶ月間もの長期間、被告は、原告の届出を放置しているものであって、これは不作為行為に他ならず、被告が行政手続上の責務を放棄しているものであるから、届出の事実行為の義務は完全に完了し、届出の法的な効力が生じているものとみなすべきもので、**被告の行為は、行政手続法第37条届出に反することは明らかであるから、その届出の義務の完了の確認を求め、2018年6月15日付で届出番号を付与することを求める。**

### 第2 被告の不作為行為の確認

1. 被告は、原告に対して、【甲第A2号証】① 当該住宅に係る広告の記載内容として、民泊専用の建物だという理由で、原告の届出住宅を欠格扱いしたが、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業届出の法令の定める形式上の要件に、そのような欠格条件はなく、被告が不正に作り出した不当な条件であり、行政手続上、虚偽の指導であり、不作為行為である。
2. 被告は、原告に対して、【甲第A2号証】② 所有ではなく賃借物件であり、自身の住民登録は近接区であるという点として、届出賃借物件を欠格住宅として扱い、かつ届出者である原告を欠格者扱いしたが、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業届出の法令の定める形式上の要件に、そのような欠格条件はなく、被告が不正に作り出した不当な条件であり、行政手続上、虚偽の指導であり、不作為である。
3. 被告は、原告に対して、【甲第A2号証】③ 同一人が複数の部屋を賃借しているという点として、届出賃借物件を欠格住宅として扱い、かつ届出者である原告を欠格者扱いしたが、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業届出の法令の定める形式上の要件に、そのような欠格条件はなく、被告が不正に作り出した不当な条件であり、行政手続上、虚偽の指導であり不作為である。

4. 被告は、原告に対して、【甲第 A 2 号証】④ 水道料金の領収書が建物全体に係るものであり、宛名が会社名義である点として、形式上の要件を満たしていないとしたが、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業届出の法令の定める形式上の要件に、そのような欠格条件はなく、被告が不正に作り出した不当な条件であり、行政手続上、虚偽の指導であり、不作為である。水道料金は建物全体ではなく、各届出住宅毎の個別の請求書/領収書であったし、宛名の名義は届出者に変更できるものであり、かつ法令の定める形式上の要件は、日用品の購入の領収書でも事足りるとしており、提出した領収書が仮に、中央区の基準を満たさないものであっても、それは修正、訂正、補正できるものであって、領収書が原因で即、届出自体が否定されるものではなく、被告の行為には悪意が潜んでおり、到底看過できない。
5. 被告が否定した形式上の要件は、住宅宿泊事業法が定める法令の定める形式上の要件に何一つ当てはまらず、修正も補正もできないとする被告の通知行為は、行政手続法第 37 条届出に著しく反する不法行為であり、住宅宿泊事業法を管轄する国土交通省観光庁からも、被告の行為を否定する回答書を入手しており、被告のこの不法行為は、国民たる届出者を騙し、届出制を著しく侵害した不法行為として、厳しく処罰されるべきものである。【甲第 A 3, 4, 5 号証】
6. 今日に至るまで原告の届出書は、当該機関である、東京都中央区に保管されている。被告は、届出を却下しておらず、すなわち届出が法令に反していないことを被告自らが認めているものであって、被告は、届出を放置するという、原告や届出者が一切対抗できない不当な手段を使い、届出の義務の完了を妨害した。実に、2 年 7 ヶ月間もの長期間、被告は、原告の届出を放置しているのであって、これは届出の事実行為の義務が完了し、届出の法的な効力が生じているものとみなすべきであり、すなわち被告が不当に届出を妨害した行為の証明に他ならず、行政手続法第 37 条届出に反することは明らかであるから、前項 1 と同様、その届出の義務の完了の確認に加えて、地方公務員法第 32 条に基づき、被告の不作為行為の確認を求める。
7. 前項 1 の通り、届出が 2018 年 5 月 8 日に届出が収受されたものであるならば、事実行為としての届出の手続き上の義務の履行は完了しており、法令の定める形式上の要件を満たす書面の提出等の補正手続きを残すのみであるが、被告は、法令の定める形式上の要件ではなく、被告独自の基準の条件を設け、それ自体が補正も修正もできないものだと、通知し、原告を騙し、その届出の行為を妨害した。届出の補正ができないという通知は虚偽の通知【甲第 A 2 号証】であり、行政手続法第 37 条届出に反することは明らかであるから、地方公務員法第 32 条に基づき、被告の不作為行為の確認を求める。
8. 行政手続法第 37 条届出は、届出制であって、かつ届出は到達主義であって、届出は通知行為であり、その事実行為であって、行政手続上、受理という概念はなく行政行為でない。被告は行政庁内での便宜上の定義である受理という言葉を巧みに使い、原告に

対して届出があたかも事実行為ではなく行政行為であるかのような許認可の手続き手法を取り入れており、本訴訟の判決により、届出には一切の行政行為はなく、行政庁が一切口を挟むことのできない完全な事実行為であることを証明する必要がある。届出はその適格者によって適正な届出が届き、書面がどうであれ、通知行為である以上、その通知事実を知った瞬間、収受となり届出の義務が完了することを明らかにしなければならない。その上で、法令の定める形式上の要件の書面を確認すべきであり、届出の義務が完了していないという状態で法令の定める形式上の要件確認する手順ではない。届出の義務が完了した後で、法令の定める形式上の要件を満たしていないことが明らかになれば、その届出は法令に反していることになり、行政庁は事実行為を却下できるのであって、事実行為を却下せず、届出のまま放置することは許されない。故に、行政手続法第37条届出に反することは明らかであるから、地方公務員法第32条に基づき、被告の不作为行為の確認を求める。

### 第3 届出番号と標識の交付の義務付け

1. 前項で証明されている通り、原告の届出の事実行為の義務、すなわち届出の手続き上の義務の履行は完了しており、法令の定める形式上の要件は修正し、補正して満たすことができることも証明済みであるにも関わらず、届出は被告の不作为行為で妨害されたものに過ぎず、また今日も当該機関に保管されていることを鑑みれば、届出の義務は完了し、届出番号と標識が交付されるべきである。届出の収受日が2018年5月8日【甲第A1号証】であり、住宅宿泊事業法の施行日が、2018年6月15日であることから、その届出番号の交付日は、2018年6月15日であり、行政手続法第37条届出と住宅宿泊事業法施行規則第4条第7項に基づき、原告の届出た8通の届出に対して、届出番号と標識の交付の義務付けとその命令を求める。
2. その上で被告は、住宅宿泊事業者となった原告に対して、賃貸借契約を解除した、302号室と402号室に対して、行政指導なり行政処分なり、みなし廃止処理をすればよい。被告が原告に対して適正な行政手続き及び行政指導・処分するのであれば、原告は当然にそれを受け入れるものである。

### 第4 職権濫用の確認と、取下げ行為の無効

1. 被告は、原告が届出の義務を完了させないなら、その証明として却下しろと要望しているにも関わらず、却下はしない、中央区は届出が無効たる証明書は交付しないと主張し、原告に届出を取下げよう強要してきた。【甲第A3号証】
2. 被告は、原告の届出が欠格もなく、補正可能な届出で、届出の手続き上の義務の履行の完了後、法令の定める形式上の要件も満たせると知りながら、届出を法令違反で却下できないことから、原告を騙し、2018年6月27日に届出を取り下げよう強要した。【甲第A3号証】 その後も、2018年（平成30年）9月5日にも届出を取り下げよう通告【甲第A4号証】してきた。

3. さらに原告が届出の地位の確認をした際にも、原告は、被告に騙されて、6通の届出を取り下げしたが、届出を取り下げる義務などはなく、またその時点で原告の届出の義務は完了していることは明らかであることから、届出を取り下げろという被告の指示は、虚偽の指示であり、原告の届出を不当に妨害した不作為行為であった。
4. 原告の【302号室】の取下げ行為は、【甲第 B 2 3 号証】の被告の強迫行為が原因であり、取下げの義務はなかったことは明白である。
5. 原告の【101】【202】【203】【301】【401】号室の取下げ行為は、被告の不作為行為を証明するための、止む得ない行為であり、また原告は本行為を実行する際に、その目的と取下げは強要であると被告に周知した上で実行したものであり、取下げる義務がなかったことは明白である。
6. 前項の通り、届出の再現行為をしたのは、被告の不法行為の証明ためであり、被告に騙されて取り下げ書を出しただけであって、原告が提出した6通の取り下げ書はその法的根拠も義務もなかったことは明らかであり、被告の虚偽の指示であり、取り下げの義務のない行政手続法第37条届出と公務員が義務のないことを強要し実行せしめたため、被告の取下げを強要した不作為行為は、行政手続法第37条届出に反することは明らかであり、刑法139条の職権濫用罪に相当するものと思慮することから、地方公務員法第32条に基づき、職権濫用の不作為行為であるとの確認と、原告の6通のと届出の取下げ行為は無効との確認を求める。

故に、【事件の時系列】及び【請求の原因第1～4】で明らか通り、本件訴訟の原因はすべて被告が届出を、届出制として扱わず、許認可制のように扱い、事実行為を不当に歪め、受理という届出にない概念を持ち出し、その届出の到達主義を否定し、当該機関で収受しているにも関わらず届出の義務の完了を放置という不作為行為を用い、永久に妨害したものであって、かつ法令の定める形式上の要件を捻じ曲げ、修正・補正ができないと虚偽の指導をして、不当な行政手続き行為をせしめ、法令に反するなら却下できる届出を法令違反がないためそれができず、代わりに届出者の法と行政手続きの無知につけ込み、取り下げ義務のない届出を、【悪意を持って】執拗に取り下げよう強要し、遂にその行為を実行せしめたのだから、被告の行為すべてが不当、不正、不法行為であり、この不作為行為を逃れるものではない。

原告の届出の地位を速やかに確認し、届出制における行政手続きにおいて行政庁の独断独裁的な不法行為を二度と起こさせないようにするため、この住宅宿泊事業届出手続きが、到達主義に基づく届出制の事実行為であることを、ここに判決として残すべきである。

## 第5 損害の算定根拠【甲第 C号証～】

### 1. 住宅宿泊事業を行い、利益を得る蓋然性

仮に標準的な処理期間内に被原告による受付及び届出番号の通知がなされていれば、原告が届出居室において住宅宿泊事業を行い、利益を得る蓋然性があったことについて明らかにする。

Q2) 利益を得る蓋然性があったことを証明するには

A2) 事業運営能力と客観的事実に基づく実績により証明をします。

なお、一般的なインターネットやウェブ、検索の知見があるものとして記述する

Q2-1) 原告は2018年6月15日までにリスティングを準備していましたか

A2-1) 原告は2018年6月15日までにリスティングを掲載するため【届出番号以外のすべての準備を完了】していました

2018年6月15日から売上を得るには、

【① 集客・予約サイト】=住宅宿泊仲介事業者 Airbnbへの

【② リスティング（物件）の掲載】が必要で、リスティングの掲載には

【③ 届出番号の登録】が必要

住宅宿泊仲介事業者

【① 集客・予約サイト】はAirbnb (<http://www.airbnb.co.jp>) を指す

【甲第 C0号証】

【② リスティング（物件）の掲載】とは、Airbnbに予約を受け付ける部屋（物件）のリスティングを作成すること【甲第 C0号証】

リスティングとは観光客やゲストが部屋を予約するために必要な情報・写真が掲載されている単一の個別のURLで指定されるウェブページのこと

2018年6月15日までにリスティングの準備できていないと当然6月15日に届出番号が取れても掲載できず、募集もできないので、期日以前に準備していた本件8つの届出に相対するリスティングの画面を証拠として提出する【甲第 C0号証】

住宅宿泊仲介事業者であるAirbnbがリスティングを一般公開（予約の受付）するには、住宅宿泊事業法で定められた届出番号を入力【③ 届出番号の登録】する必要があり、その画面を証拠として提出する【甲第 C1号証】

その後、Airbnbで公開審査があり、問題がなければ一般公開され、集客と予約の受付が始まる。公開審査は数時間で完了する。公開されるとどうなるか参考までに2020年1月現在の本物件住所周辺におけるAirbnbの検索結果の画面を提出する【甲第 202号証】

2020年2月7日現在（同じ地図の尺図エリア）

【中央区】日本橋駅周辺検索結果数：34件【甲第 C 3 号証】

【新宿区】新宿駅周辺検索結果数：300件以上【甲第 C 4 号証】

このように届出番号が取れば2018年6月15日にはリスティングを掲載し、募集を開始する準備は整っていたことを証明すると共に、Airbnbの登録件数の実態データからも中央区が住宅宿泊事業届出に対してその立法趣旨に反する行政手続き行為を行っていることは明白であることを証明する。

Q2-2) 原告は2018年6月15日までに住宅宿泊事業を運営する能力を擁していたか

A2-1) 原告は2018年6月15日までに【全国で】住宅宿泊事業を運営する能力を擁していた

原告は住宅宿泊事業を住宅宿泊管理事業であるジャスティス社（旧ジークラウド）に委託しているため、住宅宿泊事業を実質的に運営管理するのはジャスティス社（旧ジークラウド）であり、また住宅宿泊事業者と管理事業者の代表は同じ渡部薫であるため、同一能力を擁していると解釈していただければ幸いです。

#### 住宅宿泊管理事業者登録番号

国土交通大臣（01）第F00386号 ジークラウド株式会社

代表取締役 渡部薫

Q2-3) 原告は2018年6月15日までに届出番号が通知されていたらいつから利益を得ることができましたか

A2-1) 原告は2018年6月15日までに届出番号が通知されていたら、6月15日から利益を得ることができる確率が高かったことを証明する。

【甲第 C 5 号証】で示すとおり、北海道札幌エリア、小樽エリア、東京都墨田区、福岡県博多区、沖縄県名護市において、東京都中央区と全く同一の届出書と添付書面で2018年5月6日に住宅宿泊事業届出をして、2018年6月15日までに届出番号が交付された各物件の6月15日以降の最初の売上確定日を報告し、虚偽の報告でないことを宣誓します。必要であればAirbnb社から法的に有効な真正の売上データの交付を受けてもらっても構いません。

【甲第 C 6 号証】で示すのは、Dさんより提供いただいた【302号室】の売上実績で、住宅宿泊管理事業者はジャスティス社（旧ジークラウド）です。

2019年6月：430,053円

2019年7月：580,459円

2019年8月：460,247円

原告は2018年6月15日までに届出番号が通知されていたら、6月15日からAirbnbにて8つの部屋の集客ができ、302号室の2019年の実績からも推定できる通り、2018年6月15日から9月15日までの3ヶ月間で700万円以上の利益を得ることができる確率が高かったことを証明し、取下げの強要で6部屋の権利を剥奪されたこと、未来に渡る本事業の収益を不当に侵害されたことを証明する。

## 2. 住宅宿泊事業の定義の下、その損害の算定根拠

住宅宿泊事業法第一章 総則第二条二の3で定義されている通りであるが、住宅宿泊事業とは、180日以内の旅館業である。

この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。

したがって住宅宿泊事業は旅館業のことであり、ホテル・旅館等の許認可妨害やその他事件、災害、犯罪行為によってその営業が妨げられたときの損失と変わりなく、算定事例は過去にいくらでもあり、住宅宿泊事業において損害の算定が初めてであってその根拠を見出すことができないということは住宅宿泊事業法第一章 総則第二条二の3の住宅宿泊事業の定義に反するものである。住宅宿泊事業は旅館業であり、ホテル・旅館の営業損失と同じであることはこの法令が根拠であり証明である。

原告の住居は、年間180日間において旅館業を営む事業権を保持しており、それを不当・不法に妨害されたのだから、ホテル・旅館と同じ旅館業の損害から算定すればよく、原告がその損失の根拠としているものは同一建物で、年度が1年違うだけの期間から算出しているため、統計学的にもこれ以上、正確に損失を算定できるものはない。

302号室の実績値から、1㎡あたりの営業損失が算出でき、その金額は、12,556円であることから、平米数を掛け、1ヶ月の想定売上を算出したものが以下の表である。

### 3. 期間の算定

令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件では、2018年6月15日から2019年2月15日までの、原告が被告から届出の取下げを強要され、取下げた日までとしているため、本訴訟での損害期間は、2019年2月16日以降の損害と逸失利益とする。

※一部の部屋は期間が異なる

### 4. 各部屋ごとの1日あたりの営業損失と逸失利益期間

【101】 9,865円 : 渡部薫名義で受理 : 営業損失期間 2019/2/15 → 5/29 まで

【201】 9,865円 : 渡部薫名義で受理 : 営業損失期間 2019/2/15 → 5/29 まで

【202】 9,279円 : 第三者名義で受理 : 逸失利益 2019/2/15 → 35年間

【203】 16,741円 : 第三者名義で受理 : 逸失利益 2019/2/15 → 35年間

【301】 19,144円 : 第三者名義で受理 : 逸失利益 2019/2/15 → 35年間

【302】 16,741円 : 第三者名義で受理 : 逸失利益 2018/12/13 → 35年間

【401】 19,144円 : 第三者名義で受理 : 逸失利益 2019/2/15 → 35年間

【402】 16,741円 : 第三者名義で受理 : 逸失利益 2019/4/13 → 35年間

【101】 と 【201】 は、原告の渡部薫名義で、届出を受理されたことから、遅延行為による営業損失期間で請求する。

【202】 【203】 【301】 【302】 【401】 【402】 は、本来届出の義務が完了していたにも関わらず、取下げの義務のない届出を、被告に取下げを強要され、その後、第三者名義で受理され、原告は住宅宿泊事業届出の権利を永久に剥奪されたので、夫婦が交通事故等で、稼ぎ頭の夫を亡くすのと同じ概念であり、その事例から逸失期間を算出する。

届出制と許認可制の決定的な違いは、届出制は婚姻届等と同じく、権利者がその権利を放棄しない限り永久権利であり、被告は原告からその権利を永久に奪ったのだから、婚姻届出言えば、妻になる立場の届出者が、稼ぐ夫の男性との婚姻を不当に妨害したものであって、その逸失損失は、事故や事件で夫を亡くした際の逸失利益の考え方と基本的に同じであるが、住宅宿泊事業の場合、届出者が死亡するまでその権利が保持されるとするならば、原告が届出した年齢46歳時から日本人男性平均寿命である81.41歳から35年間と算出できる。

#### 交通事故死における就労者の事例から算定

住宅宿泊事業者の場合、売上収入から、事業経費割合を控除し、営業可能年数に対応する係数（ライブニッツ係数）を乗じて算定

(例)

届出時、年齢46歳、売上（年間180日換算）300万円

事業経費控除割合 20%

(計算式) 稼働年数は、35年（46歳から81歳まで）

ライブニッツ係数：16.374

|             | 専有面積(m <sup>2</sup> ) | 一か月の想定売上    | 一日の想定売上 |
|-------------|-----------------------|-------------|---------|
|             | a                     | b=a×¥12,556 | c=b/30  |
| 届出1 / 101号室 | 23.57                 | ¥295,945    | ¥9,865  |
| 届出2 / 201号室 | 23.57                 | ¥295,945    | ¥9,865  |
| 届出3 / 202号室 | 22.17                 | ¥278,367    | ¥9,279  |
| 届出4 / 203号室 | 40.00                 | ¥502,240    | ¥16,741 |
| 届出5 / 301号室 | 45.74                 | ¥574,311    | ¥19,144 |
| 届出6 / 302号室 | 40.00                 | ¥502,240    | ¥16,741 |
| 届出7 / 401号室 | 45.74                 | ¥574,311    | ¥19,144 |
| 届出8 / 402号室 | 40.00                 | ¥502,240    | ¥16,741 |

$$300 \text{万円 (売上収入)} \times 80\% \text{ (事業経費割合を控除したもの)} \times 1.6374 \text{ (35年の場合の中間利息を控除するための係数)} \\ = 4925 \text{万円}$$

## 5. 各部屋ごとの1日の営業損失額と逸失利益期間を100日間とする

本来の各部屋毎の営業損失額と逸失期間は、相当の長期間に渡り、  
 4925万円×8部屋 = 3億9400円となり、  
 損害賠償請求額が高額になるため、本訴訟では、各部屋ごとの1日の営業損失額からの逸失利益の100日分を請求するものとする。

8部屋合計の1日あたりの営業損失額は、117,520円であるから、これを100日分の逸失利益とし、11,752,000円を下らないものであり、判決では各部屋ごとの逸失期間の認定を求め、判決次第で、残りの逸失期間の逸失利益を別途請求するものである。

住宅宿泊事業では、判例がなく初めての国賠請求となるものであるが、住宅宿泊事業は旅館業が年間180日に制限されているだけで、営業・事業活動自体は旅館業となんら変わりはない。今後、住宅宿泊事業が適正に発展するものだとすれば、本件のような行政庁に寄る妨害行為の抑止力のためにも、適正な判決を望むものである。

## 6. 慰謝料

原告は、被告の不作为行為により、長期に渡りその事業活動を妨害され、また本訴訟の準備においても2年半以上膨大な時間を割かれ、通常の業務も妨害され、休日も十分な休息時間が取れず、多大な負担を強いられた。その苦痛を慰謝するための慰謝料は、120万円は下らない。

## 結論

【甲第 C7 号証】の統計データにある通り、被告中央区は、全国の自治体の中でも（住宅宿泊事業に対する最も悪質な自治体）ワースト 3 に入る自治体であることを示している。これは、2015 年以降、2020 年の東京オリンピックを見据え、年間 3000～4000 万人もの外国人を受け入れるための施策で、中央区には多数のホテルの建設が予定されており、2018 年施行の住宅宿泊事業法は、中央区ホテル業界には快く思われていなかったことが安易に想像できる。

また本来、住宅宿泊事業届出は、各自治体で専用の窓口が用意されることが多いのだが、被告中央区では、旅館業法を監督する保健所がその窓口にあたり、届出当初から、届出を旅館業の申請と同じ許認可制として扱っていることが一連の証拠で示すものである。

これからの統計データや中央区保健所が示した行政手続き行為の証拠から、被告がホテル業界に忖度して、住宅宿泊事業届出手続きを捻じ曲げ、不当に扱ったことは明らかであろう。このように自治体と業界団体が結託し、その利益のために、国民の届出制を蔑ろにした罪は大きい。こうした悪質な利益誘導なり利益供与を証明することは困難であり、告発もできないが、中央区保健所が、その旅館業と飲食店の許認可、監督権等の巨大な権力と権限を行使し、各業界に強い影響力を保持していることくらいは素人でもわかる。

原告が（市町村レベルの）全国トップクラスの自治体である中央区に対して、こうした行政訴訟で対抗できるのは、原告が IT 業界にいて、保健所に忖度するような影響を受けないからであり、正々堂々と正面から適正な手続きを求めて対峙できるからに他ならない。

そもそも住宅宿泊事業ごときで、中央区に建つ世界レベルのホテルには、何の影響もないのだが、被告中央区保健所が、どんな理由や背景、業界の圧力があつたにせよ、新たな法が施行され、住宅宿泊事業法の立法趣旨を無視するかのような、独裁的自治権を行使し、国民の届出の権利を侵害することなど許されない。

以上の通り、被告が【悪意をもって】不法行為と不作為行為を働いたことは明らかであるから、よって、原告は、被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害額 11,752,000 円、及び慰謝料金 120 万円の総額 1,295,520 円の支払いを求める。確認の訴えの利益は本賠償金に含むものとする。

## 附属書類

- |         |       |
|---------|-------|
| 1 訴状副本  | 1 通   |
| 2 甲号証   | 各 2 通 |
| 3 証拠説明書 | 2 通   |

(別 紙)  
当事者目録

原告

〒

原告 渡部 薫

印

被告

〒104-0044

東京都中央区築地一丁目1番1号

被 告 中央区

被告代表者 中央区長 山本 泰人 (当時の区長 矢田 美英)

---

被告ではないが、手続きに関与した中央区職員  
中央区福祉保健部 (中央区保健所)  
生活衛生課生活衛生係

平成30年度のもの

実行者

中央区福祉保健部生活衛生課長

中央区保健所生活衛生課長 X

福祉保健部長 E

保健衛生担当部長 F

生活衛生課生活衛生係長 G

生活衛生課生活衛生係 H

生活衛生課生活衛生係 I

生活衛生課生活衛生係 J

総務課長 Y

福祉保健部管理課長 K

福祉保健部管理課庶務係長 L

国家賠償請求控訴事件

原告 渡部 薫

被告 中央区

## 求釈明申立書

令和3年1月22日

東京高等裁判所 御中

原告 渡部薫

頭書事件について、原告は、被告に対し、次のとおり釈明を求める。  
求釈明において認否をしないのであればその理由を明らかにされたい。

### 1 届出の収受

被告は、原告の届出8通が2018年5月8日に当該機関に到達し、収受したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

### 2 当該機関

被告は、住宅宿泊事業届出の当該機関であるか、その認否を明らかにせよ

### 3 届出の収受と届出の義務の完了

被告は、原告の届出8通が2018年5月8日に当該機関に到達し、収受したことで原告の届出の手続き上の義務を履行したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

### 4 到達主義

被告は、我が国の届出制が、到達主義であることを認めるか、その認否を明らかにせよ

### 5 法令の定める形式上の要件

被告は、原告に対して通知した4つの拒否理由が法令の定める形式上の要件ではないことを認めるか、その認否を明らかにせよ。法令の定める要件だとするならば、その根拠の法令とその要件を定めた条項・条文を明らかにせよ。

### 6 届出の放置

被告は、原告渡部薫の住宅宿泊事業届出が、当該機関に到達してから60日以上すなわち2018年7月10日以前に届出を却下しなかったことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

### 7 補正も修正もできない

被告は、原告渡部薫の住宅宿泊事業届出が、修正も補正もできない届出書であるとし、却下せず、放置したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

## 8 欠格条件

被告は、届出者である原告が欠格者でないことを認めるか、その認否を明らかにせよ。欠格者ならどこが欠格しているのか明らかにせよ。

## 9 届出住宅

被告は、届出した住宅が住宅宿泊事業法および届出の適格な住宅であることを認めるか、その認否を明らかにせよ。不適格ならその理由と法令の根拠を明らかせよ。

## 10 届出拒否理由

被告は、原告渡部薫の住宅宿泊事業届出には、修正できない不可逆的な欠格があり修正できないとし、届出を拒否した理由は

- 1) 届出者とは関係ない所有者が民泊の広告を出して募集していたこと
- 2) 江東区在住で届出物件が中央区在住居で近接区であること
- 3) 同時に8通の届出を出したこと
- 4) 領収書が原告名義ではなく、法人名義であったこと

で間違いないか、その認否を明らかにせよ。

## 11 法令の定める形式上の要件か否か

前項1から4は行政手続法第37条届出および住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業届出における法令の定める形式上の要件であるとするか、その認否を明らかにせよ

## 12 届出の拒否行為

被告は、我が国の届出制における届出の到達主義を否定し、被告の判断で届出の到達を拒否できる公権力を保持していると認めるか、その認否を明らかにせよ。また届出を拒否したのか、却下したのか明らかにせよ。

## 13 届出は今日現在も被告の下にあるか

被告は、原告の原届出8通が当該機関に存在するか否かその認否を明らかにせよ。

## 14 取り下げの強要

被告は、原告に対して原届出8通を取り下げるよう要求したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

## 15 取り下げは義務か

被告は、原告が届出を取り下げる義務があったか、その認否を明らかにせよ。

## 16 修正も補正もできない

被告は、原告の届出が修正も補正もできない届出でとして修正と補正を拒否したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。拒否していないとするならば、拒否していないことがわかる根拠を明らかにせよ。

### **17 届出を却下したか**

被告は、原告の届出を却下したか、その認否を明らかにせよ。

### **18 届出制か許認可制か**

被告は、住宅宿泊事業届出が許認可制ではなく届出制であることを認めるか、その認否を明らかにせよ。

### **19 到達主義と事実行為**

被告は、住宅宿泊事業届出が届出制であり、届出は到達主義であって、事実行為であることを認めるか、その認否を明らかにせよ。

### **20：201号室の届出**

被告は、原告渡部薫の201号室の住宅宿泊事業届出は修正補正したのかどうかその認否を明らかにせよ。修正補正の届出でなければどんな届出なのか明らかにせよ。

### **21：102号室の届出**

被告は、原告とはまったく関係のない同一建物の102号室の届出の義務が完了し、届出番号と標識を交付したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

### **22：102号室の届出の違い**

被告は、102号室は何度か修正後に受理したという。原告の届出は修正・補正を拒否したが、その違いを明らかにせよ。できない場合は、その理由を明らかにせよ。

### **23 再届出の結果**

被告は、原告が6部屋の届出を（強制的に）取り下げられ、再度（いくつかの部屋は名義が変わって）届出したが、その6部屋とも届出を受理（被告のいう受理行為）したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

### **24 再届出の違い**

被告は、取り下げた後に届出した届出と原告が最初に出した届出は何が違うのかその違いを明らかにせよ。明らかにしない場合は、その理由を明らかにせよ。

### **25：402号室の届出**

原告は402号室の届出の取り下げをしていないが、届出が収受され、届出の義務が完了していることを確認している。被告は402号室の届出をどのような状態で保持しているのか明らかにせよ。できないその理由を明らかにせよ。